

重点番号35：一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲
重点番号38：開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大

提案募集検討専門部会 説明資料

平成27年10月6日
国土交通省都市局

一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の 都市計画道路を変更する場合の決定主体について(1)

【閣議決定（平成27年1月30日）】

一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合は、決定主体については、都市計画の変更の際に際して合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。

現在の運用方法について

現在、都市計画法の解釈として「一本の道路で決定権者が異なるときは、より上位の道路について決定権を有する者、すなわち、都道府県が決定すべきである」旨を示してきたことを受けて、都市計画の現場の多くの実例において、これに沿って運用されてきたところ。

アンケート調査の結果①

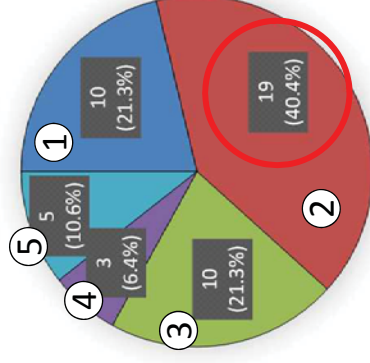
＜今後の運用の在り方について＞（対象：47都道府県）

○19団体（40%）が「運用を変更案（※）に改めることが望ましい」と回答し、「現状の運用を維持」、「個別案件ごとに協議」する案を上回った（右図①）。

※一の路線の都市計画道路を変更する場合には、都道府県道の部分については都道府県が、市町村道の部分については市町村がそれぞれ変更するという運用とする案

図①

都道府県



- ①現状のままの運用が望ましい
- ②運用を変更案に改めることが望ましい
- ③個別の案件ごとに都道府県と市町村が協議して決めることが望ましい
- ④いずれでもよい
- ⑤その他の方法が望ましい

一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の 都市計画道路を変更する場合の決定主体について(2)

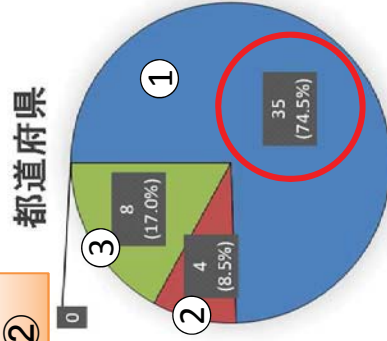
アンケート調査の結果②

＜変更部分が国道又は都道府県道部分と市町村道部分の両方にまたがる場合の変更主体について＞

(対象:47都道府県、1360市町村)

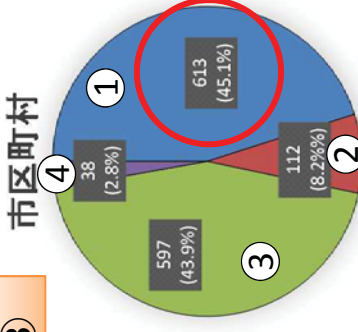
○変更箇所が国道又は都道府県道と市町村道とをまたがる場合は、都道府県及び市町村とも、「都道府県が行うことが望ましい」とする意見が多い(それぞれ35団体(75%)、613団体(45%)。右図②、③)。

図②



①都道府県が行うことが望ましい
②都道府県と市町村とがそれぞれ行うことが望ましい
③都道府県と市町村との間で個々の路線ごとに協議をして決定できることが望ましい
④その他

図③



①都道府県が行うことが望ましい
②都道府県と市町村とがそれぞれ行うことが望ましい
③都道府県と市町村との間で個々の路線ごとに協議をして決定できることが望ましい
④その他

【対応方針】

(1) 一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の都市計画道路を変更する場合は、原則として、変更箇所に係る決定権者が決定することとする。

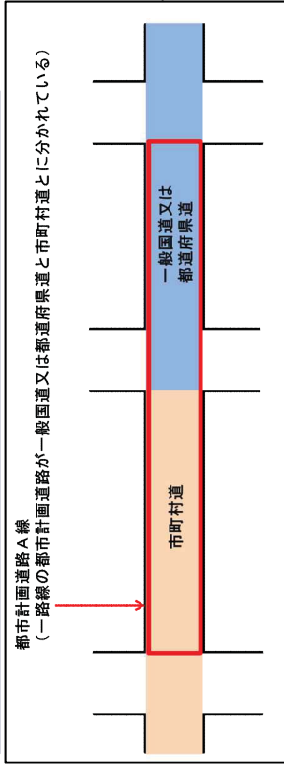
- 一般国道又は都道府県道部分の変更 : 都道府県
- 市町村道部分の変更 : 市町村

(2) ただし、変更箇所が一般国道又は都道府県道と市町村道とをまたがる場合については、原則として都道府県が一括して定めるべきである。

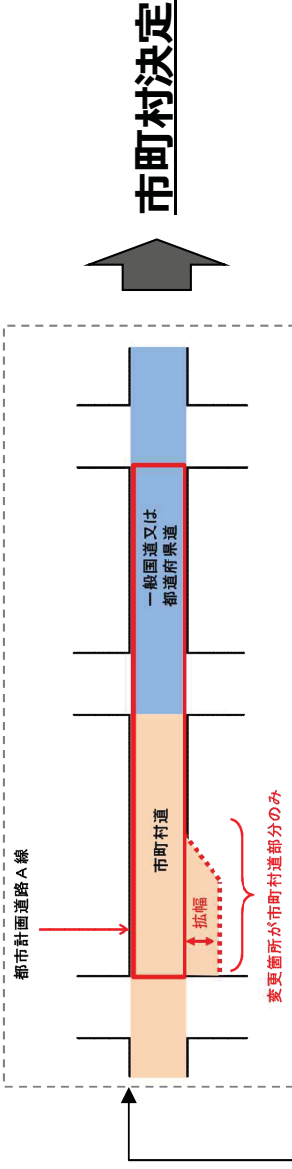
(3) この方針変更について、技術的助言として地方公共団体向けに発出する。

一般国道又は都道府県道と市町村道と市町村道で構成される一の路線の 都市計画道路を変更する場合の決定主体について(3)

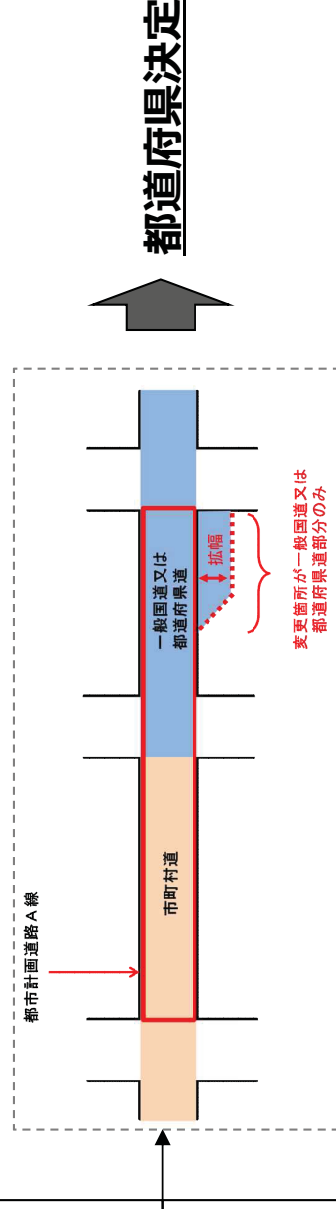
一般国道又は都道府県道と市町村道で 構成される一の路線 (イメージ)



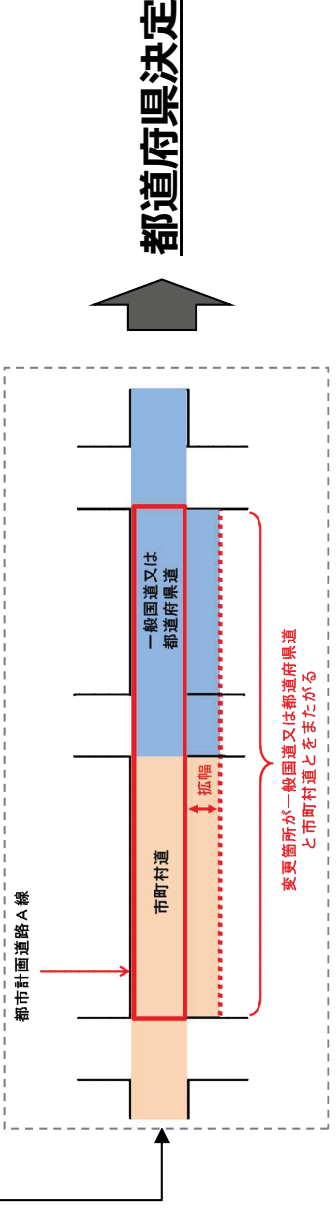
事例 1 : 市町村道部分のみの変更



事例 2 : 一般国道又は都道府県道部分のみの変更



事例 3 : 一般国道又は都道府県道と市町村道をまたがる変更



公園等の設置基準の見直し(条例による自由度の拡大)

【第12回地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会(平成27年8月6日)】

提案団体等の意向も確認しつつ、地域の実情を踏まえたと小規模開発の抑制や公園の適正な確保等が行えるよう、下限面積の引上げに加え、引下げについても条例で定めることができるようにすることで、事業者の財産権の制約といった観点も留意しつつ検討すべきではないか。

＜下限面積の引下げ(規制強化)に関する追加調査の実施(平成27年9月)＞

調査対象：下限面積の引下げ(規制強化)が望ましいと考える14自治体(※うち2自治体は前回調査時の回答誤り)

(1)下限面積の引下げ(規制強化)が望ましいと考える理由(有効回答：12自治体)

- ①一般論として、自治体が地域の実情等に応じて下限面積を条例で設定できることが望ましい：8自治体
- ②地域の実情を踏まえ、具体的に下限面積の引下げ(規制強化)が必要：0自治体
- ③その他：4自治体 ※川崎市を含む。

(2)条例制定(改正)の意向(※有効回答12自治体)

- ①速やかに下限面積の引下げ(規制強化)を行いたい：0自治体
- ②他の自治体の状況等を踏まえ検討：2自治体(※(1)で①と回答)
- ③下限面積の引下げ(規制強化)を行うのは困難又は行うつもりはない：9自治体
- ④その他：1自治体 ※川崎市

(3)具体的な面積(※有効回答：3自治体)

- ①0.1ha : 2自治体(※(2)で②と回答)
- ②0.15ha : 1自治体 ※川崎市

公園等の設置基準の見直し(条例による自由度の拡大)

【提案団体である川崎市の規制強化の考え方】

○現行基準では、開発規模が0.3haを超えた途端に公園等の設置が必要となるため、0.3haを下回る開発にメリットが生じ、分割開発が行われている。

○このため、①ミニ開発の誘発により開発規模が0.3ha未満にピークがあることを解消するとともに、②不足する公園等を確保したい意向がある。

○開発事業者の負担軽減のため自治体への帰属を伴わない自主管理によるオープンスペース等を認めることや、一定規模(90㎡)以上の公園等を確保するため公園等の設置割合(3%~6%)を活用することにより、下限面積の引下げ(規制強化)の影響に対して柔軟に対応することが可能となる。

○公園等の設置割合は6%まで強化可能であること及び設置される公園等の最低面積が90㎡であることを踏まえ、開発区域の下限面積は0.15haまで引き下げることが可能ではないか。

【他自治体の状況に応じて規制強化を検討すると回答した自治体の考え方】

○現行の緑化条例や開発指導要綱において、0.1ha以上の開発に対して公園等の設置(努力義務)を求めていること及び新たに下限面積を設けることによりミニ開発を誘因しないようにするため、下限面積は0.1haが適当ではないか(F市、S市)。

○一方、防災上等の観点から、公園等の規模は最低でも150㎡以上が望ましいと考えており、下限面積を引き下げた場合でも公園等の規模要件は現行どおりとしたい(S市)。

公園等の設置基準の見直し(条例による自由度の拡大)

【現行制度の考え方】

- 公園等の公共施設は、本来自治体が整備すべきものであるが、まとまった規模の開発行為については、開発区域内の居住者が主に利用する必要最小限の施設に限って、開発事業者に設置を義務付けるもの。
- 開発行為により設置される公園等の規模については、利用者の利便(遊具、ベンチ、植栽等の設置)、防災(一時避難や給水車のスペースの確保等)等の観点から、公園等が有効に機能するには一定規模が必要との考え方から、事業者負担にも配慮し、公園等の設置義務の下限面積を0.3ha、開発面積に対する割合を3%として、最低でも90㎡以上の公園等が確保されるようにしている。

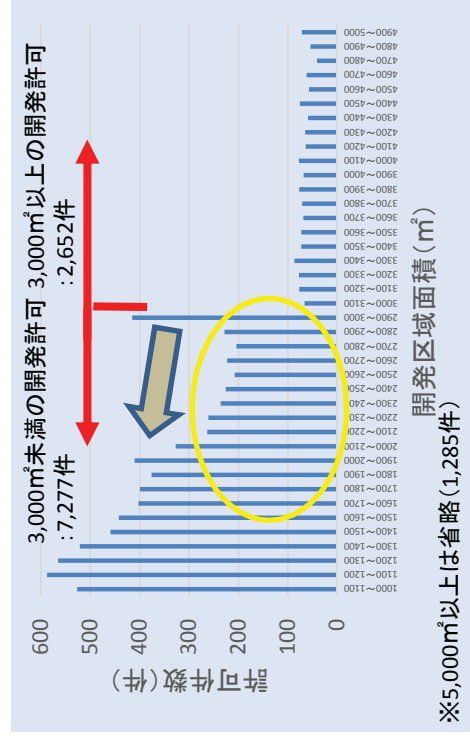
【川崎市の提案に対する懸念】

- 0.3ha未満に下限面積を引き下げた場合、機能面において有用性に欠ける小規模な公園等が設置され、その維持管理が非効率になるとともに、そのような公園等の設置を一律に開発事業者に義務付けることは、過度の権利制限になるおそれがある。
- また、0.3ha未満の小規模な開発に対し、90㎡以上の公園等の設置を義務付けることは、開発事業者に過大な負担となることから、地方公共団体がまとめて設置することが適当である。

- 公園等の設置に係る下限面積を引き下げた場合、開発件数のピークが当該引下げ後の基準にすりつき、結果的に更に小規模開発を誘発するおそれがある。

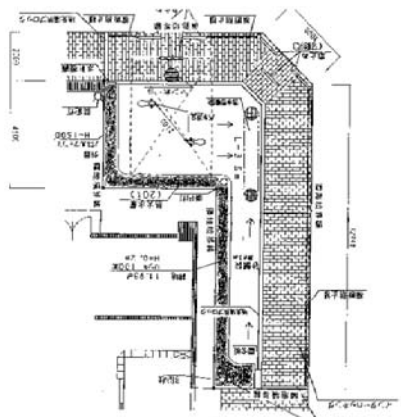
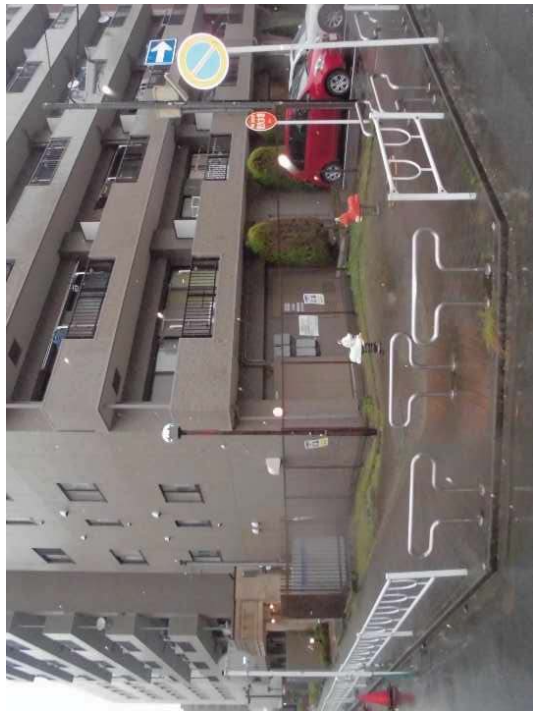
- 川崎市が提案する帰属を伴わないオープンスペースについては、開発事業者が公園等の用地を確保する必要があることにより変わりはなく、さらに、当該公園等の継続的な維持管理の責任を負わせることとなり、また、管理が不十分な公園等が増加するおそれがある。

⇒川崎市の提案は、これらの課題に答えられていないとは考えられない。



小規模公園等の例

○事例1 (面積: 90.01㎡)



○事例2 (面積: 103.8㎡)

